

## 平成25年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 25-5-1)

施策名	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進
施策の概要	教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。

達成目標 1	独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標	25年度 達成
	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度	
① 在学採用において(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合  ※在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込を受付、奨学金を貸与する制度	90.67%	92.56%	87.50%	100.00%	100.00%	100.00%	貸与基準を満たす希望者全員への貸与を維持する	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値	/	/	/	/	/	/	/	
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標	
	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度	
② 「所得連動無利子奨学金制度」の適用者数	/	/	/	/	33,050人	45,999人	基準を満たす対象者の全員適用	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値	/	/	/	/	/	/	/	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標	25年度 達成
	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	30年度	
③ より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応状況	—	—	—	—	—	計画通り進捗・制度導入に向けた計画策定、検討会等における制度設計の検討	本制度導入による返還者の状況に応じたきめ細やかな対応の実施	達成 ・ 未達成
年度ごとの目標値	/	/	/	/	/	/	/	
活動指標	基準値	実績値					目標値	

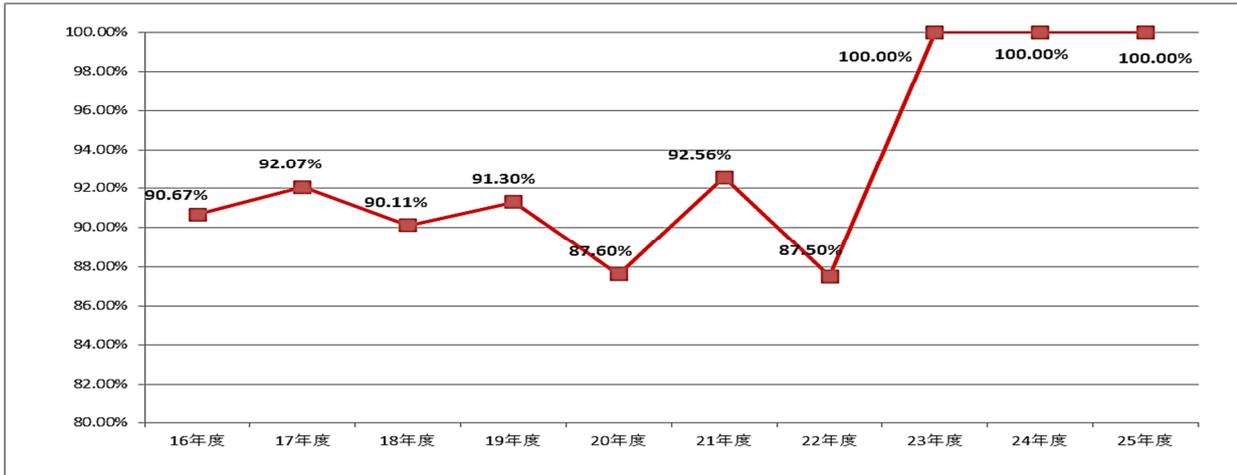
(アウトプット)	16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	25年度達成
④奨学金貸与人数 (高校奨学金分を除く)	83万人	118万人	123万人	129万人	132万人	134万人		
年度ごとの目標値								

【目標・指標の設定根拠等】

「第二期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）第2部I-3 成果目標6

【施策・指標に関するグラフ・図等】

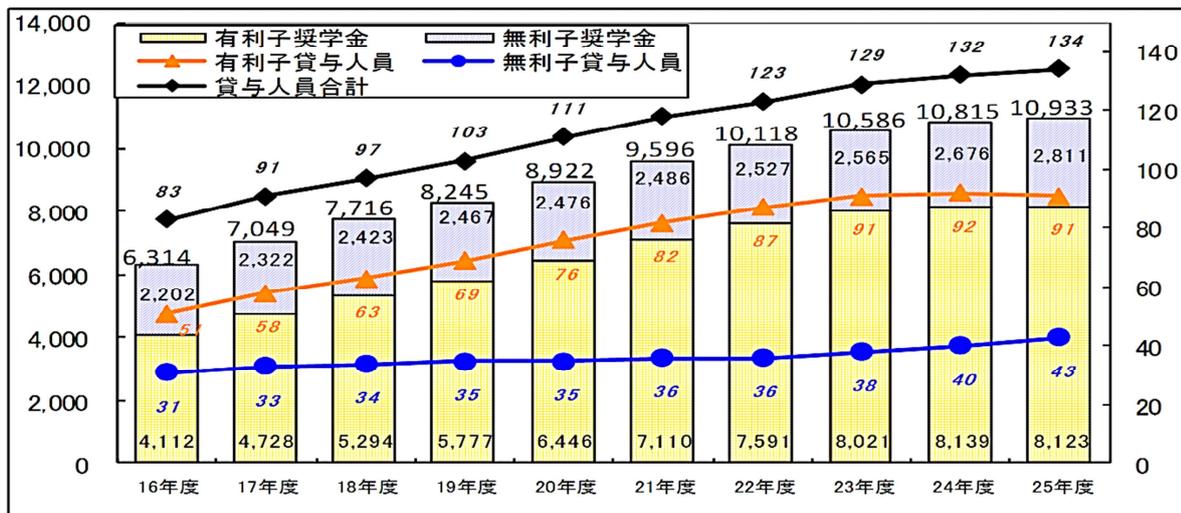
〔①在学採用において貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合〕



〔④大学等奨学金事業の推移（実績）〕

(単位：億円)

(単位：万人)



(注) 1. 高等学校等は含まない。  
2. 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

<参考：独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与基準（学力・家計）※平成25年度採用者>

区分	無利子（第一種）奨学金	有利子（第二種）奨学金
学 力	①高校成績が3.5以上（1年）又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内（2年生以上）	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は ③学修意欲のある学生
家 計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与取得者の場合の目安	1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安

達成目標 2	東日本大震災で被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、(独)日本学生支援機構の奨学金の貸与を実施する。						
参考指標	23 年度	24 年度	25 年度				
① 奨学金貸与人員	2 千人	5 千人	8 千人				

主な達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)								
名称 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)				
育英事業に必要な経費 (昭和 18 年度)	117,005 (117,005)	103,810 (103,810)	92,673 (92,673)	93,688	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、低利で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。	1 ① ④ 2 ①	0161	学生・留学生課
育英事業に必要な経費 (育英資金貸付金)(復興関連事業 (平成 23 年度) ※平成 23 年度のみ文部科学省補正予算で計上	3,467 (3,467)	3,768 (3,768)	7,136 (5,774)	6,794	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。特に本事業では東日本大震災で被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう、無利子奨学金の貸与を実施する。 ※平成 24 年度以降は、復興庁で予算を一括計上し、文部科学省で執行する事業である。	2 ①	052	学生・留学生課

(参考) 関連する独立行政法人の事業

独立行政法人の事業名	25年度 予算額計 (百万円)	26年度 当初予算額 (百万円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート 番号	担当課
独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費	< 13,922 >の内 数	< 14,029 >の内 数	① 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与 ② 留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の支援 ③ 学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等	1 ① ④ 2 ①	0162	学生・留学生課

## 施策目標に関する評価結果

### ○目標達成度合いの測定結果

目標超過達成／達成／**相当程度進展有り**／進展が大きくない／目標に向かっていない

(判断根拠)

平成 25 年度の奨学金事業について、対前年度比 8.8 万人の貸与人員の増員を行った。これにより、在学採用段階においては、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与することができている。また、「所得連動返還型無利子奨学金制度」については、基準を満たす希望者全員に適用している。より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けても、制度導入に向けた計画策定、検討会等における制度設計の検討等、計画通り進捗している。

なお、東日本大震災により被災した世帯の学生等に対しては、経済的理由により修学を断念することのないよう、東日本大震災復興特別会計により、貸与基準を満たす希望者全員に無利子奨学金を貸与している。

### ○施策の分析

#### 【施策の総括的な分析】

(必要性の観点)

高等教育機関への進学率の高まり、家庭の教育費負担の考え方の変化や学生等の親からの経済的な自立意識の高まりに加え、東日本大震災の影響による家計の急変などを反映し、奨学金の貸与を希望する者は年々増加している。意欲・能力のある学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金事業の更なる充実を図ることが必要である。教育基本法第四条第三項においては、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されており、国が責任をもって実施すべき施策である。また、平成 25 年 6 月に閣議決定された「第二期教育振興基本計画」においては、「意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく、安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。」と、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においては、「若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。」とあり、どちらにおいても、本事業を実施することの重要性が提言されている。

(有効性の観点)

奨学金事業の開始以来、70 年間で約 1,239 万人の学生等に対して奨学金の貸与を行ってきており、教育の機会均等の実現と我が国の発展を支える人材育成に大きく寄与してきたところである。また、意欲と能力のある学生等が経済的な面で心配することなく安心して学べるよう、奨学金の貸与が社会のセーフティネットとしての役割を担うことにより、学ぶ意欲の涵養（かんよう）にも資している。

なお、有利子奨学金ついて、在学中は無利息であり、卒業後の利率についても、その原資である財政融資資金の借入金利に連動して決定（上限 3%）されており、平成 26 年 3 月の貸与終了者で 5 年ごとに利率を見直す利率変動方式の場合 0.2%、利率固定方式の場合 0.82%と、民間金融機関の教育ローン等（利率変動方式の場合 3～4.5%程度）と比して、低利に設定されている。

(効率性の観点)

奨学金の貸与を希望する者の増員に伴い、奨学金事業の事業規模（事業費・貸与人員）が毎年度拡大している中で、奨学金事業のための一般会計等負担額が大幅な増額とならないよう、次世代の学生への奨学金貸与の原資となる返還金の回収を促進する等、業務の適切な実施に努めている。

<一般会計等負担額（補正後予算額）> 平成 24 年度 107,578 百万円 → 平成 25 年度 99,809 百万円  
<事業費総額（当初予算額）> 平成 24 年度 1,126,315 百万円 → 平成 25 年度 1,198,168 百万円  
<貸与人員（当初予算額）> 平成 24 年度 135 万 5 千人※ → 平成 25 年度 144 万 3 千人

※平成 24 年度の貸与人員は、貸与実績を踏まえた見直し後の貸与人員

### （今後の課題）

平成 25 年度においては、平成 23 年度、平成 24 年度に引き続き、在学採用段階においては、奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与することができたが、予約採用段階においては、特に無利子奨学金については、前年度から相当程度改善しているものの、依然として貸与基準を満たしながらも奨学金の貸与を認められなかった者が存在している状況である。近年、予約採用において貸与基準を満たす希望者が増加していることに鑑みれば、入学前に経済的支援の予約をして安心して進学できる環境を充実するため、予約採用における貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員していくことが必要である。

また、返還金が次世代の学生への奨学金貸与の原資となることから、返還金の回収は重要な課題であり、引き続き、返還できる者からは、適切に返還金の回収を行うことが重要である。一方で、真に困窮している奨学金返還者に対しては、救済措置の充実や、返還月額が所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入等により、きめ細かく対応することが必要である。そのため、今後は、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応も加速していく必要がある。

#### <参考>

（独）日本学生支援機構第 2 期中期目標・中期計画（平成 21 年度～25 年度）における回収率の目標値  
平成 25 年度末に 82%。→ 平成 25 年度末の実績値：82.8%（新規返還者の回収率：97.0%）

東日本大震災で被災した世帯の学生等に対しては、経済的理由により修学を断念することがないように、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員へ無利子奨学金の貸与を実施する。

## ○次期目標・今後の施策等への反映の方向性

平成 26 年度においては、無利子奨学金の貸与人員を増員するとともに、延滞金賦課率の 10%から 5%への引下げや返還期限猶予制度の制限年数の 5 年から 10 年への延長等を通じて、真に困窮している奨学金返還者への救済措置を充実することとしている。また、現在、学生等への経済的支援を充実するため、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」や給付型奨学金の創設も含めた、より効果的な経済的支援の在り方について検討してきており、現在、最終まとめについて調整中である。

平成 27 年度においても、当該検討会の内容も踏まえ、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することのないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するため、①無利子奨学金の貸与人員の増員や、②より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図ることとしている。

### 【具体的な概算要求の内容】

独立行政法人日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

#### ◆「有利子から無利子へ」の流れの加速（無利子奨学金事業の拡充）

貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

<事業費> 無利子奨学金 299,963 百万円 ⇒ 319,615 百万円（19,651 百万円増）

〔この他被災学生等分 4,823 百万円〕

(有利子奨学金 867,718 百万円 ⇒ 864, 977 百万円 (2,742 百万円減))

<貸与人員> 無利子奨学金 44 万 1 千人 ⇒ 47 万 1 千人 (3 万人増\*)

※うち新規貸与者の増員分 2 万人

〔この他被災学生等分 7 千人〕

(有利子奨学金 95 万 7 千人 ⇒ 93 万 9 千人 (1 万 8 千人減))

◆より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度要求額
予算の状況 (千円) 上段: 単独施策に係る予算 下段: 複数施策に係る予算	当初予算	122,901 ほか復興庁一括計上分 3,768	106,857 ほか復興庁一括計上分 7,136	93,688 ほか復興庁一括計上分 6,794	108,700 ほか復興庁一括計上分 4,542
		<15,119> ほか復興庁一括計上分 <0>	<13,922> ほか復興庁一括計上分 <0>	<14,029> ほか復興庁一括計上分 <0>	<9,820> ほか復興庁一括計上分 <0>
	補正予算	△19,091 ほか復興庁一括計上分 0	△14,185 ほか復興庁一括計上分 0		
		<△316> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>		
	繰越し等	0 ほか復興庁一括計上分 0	0 ほか復興庁一括計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>		
	合計	103,810 ほか復興庁一括計上分 3,768	92,673 ほか復興庁一括計上分 7,136		
		<14,802> ほか復興庁一括計上分 <0>	<13,922> ほか復興庁一括計上分 <0>		
	執行額 (千円)	103,810 ほか復興庁一括計上分 3,768	92,673 ほか復興庁一括計上分 5,774		
		<14,802> ほか復興庁一括計上分 <0>	<13,922> ほか復興庁一括計上分 <0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

名称	年月日	関係部分抜粋
経済財政運営と改革の基本方針 2014	平成 26 年 6 月 24 日	<p>第 2 章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮</p> <p>(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興（教育再生）</p> <p>(略) また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。</p>
第二期教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	<p>第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策</p> <p>1. 社会を生き抜く力の養成</p> <p>(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組</p> <p>成果目標 4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）</p> <p>&lt; 5 年間における具体的方策 &gt;</p> <p>基本施策 1 3 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化</p> <p>【主な取組】</p> <p>1 3-5 社会人の学び直しの機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的制約が課題となっている状況を踏まえ、企業等の理解の促進や奨学金制度の弾力的運用を含め、環境整備を行う。さらに、時間的・空間的制約がなく学ぶことが可能な放送大学をはじめとした通信教育を行う大学における科目の充実等を一層進める。</li> </ul> <p>3. 学びのセーフティネットの構築</p> <p>成果目標 6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）</p> <p>&lt; 5 年間における具体的方策 &gt;</p> <p>基本施策 1 7 教育費負担の軽減に向けた経済的支援</p> <p>【主な取組】</p> <p>1 7-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。学生等に対する奨学金については、平成 24 年度から導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を着実に実施するとともに、<u>無利子奨学金について、本人の所得の捕捉が可能となる環境の整備を前提に、現行の一定額を返還する制度から、卒業後の所得水準に応じて毎年の返還額を決める制度への移行や延滞金の賦課率の見直し等、学生等の経済的支援の在り方について検討する等、奨学金制度の充実を図ることにより、安心して教育を受けられる環境を整備する。</u></li> </ul> <p>1 7-5 東日本大震災により被災した子供・若者への就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的に就園・就学が困難な幼児への就園支援、小・中学生に対する学用品費等の援助、高校生・大学生等に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、大学・短期大学生、高等専門学校生及び専修学校生・各種学校生の授業料減免などを実施するための経費を、被災地の実情・ニーズを踏まえ、支援する。また、スクールバスの購入費や、経済的に困難な児童生徒に対する通学費などの支援を行う。</li> </ul>

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-	平成 25 年 6 月 14 日	一. 日本産業再興プラン 2. 雇用制度改革・人材力の強化 ⑤若年・高齢者等の活躍推進 ○若者の活躍推進 ・ インターンシップに参加する学生の数の目標設定を行った上で、地域の大学等と産業界との調整を行う仕組みを構築し、インターンシップ、地元企業の研究、マッチングの機会の拡充を始め、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化する。(略) さらに、 <u>若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。</u> ・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。(略) また、 <u>若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。</u>
------------------------	------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在学採用において（独）日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合 作成：独立行政法人日本学生支援機構 作成時期：平成 26 年 3 月 対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 所在：独立行政法人日本学生支援機構</li> <li>・ 予約採用において（独）日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち予約採用候補者となった者の割合 作成：独立行政法人日本学生支援機構 作成時期：平成 26 年 3 月 対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 所在：独立行政法人日本学生支援機構</li> <li>・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与人員実績 作成：独立行政法人日本学生支援機構 作成時期：平成 26 年 3 月 対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 所在：独立行政法人日本学生支援機構</li> </ul>	

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課（課長名）	高等教育局 学生・留学生課（渡辺 正実）
関係課（課長名）	初等中等教育局 高校教育改革 PT（水田 功）